

高浜市市民意見箱制度運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高浜市自治基本条例（平成22年高浜市条例第24号）第4条第1号の規定に基づき、市政に対する意見及び提案を積極的に受け付けることにより市政への市民参加を推進するため、市民意見箱制度を運用するに当たり、市民等からの提案、意見、要望及びその他これらに類するもの（以下「提案等」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において「市民意見箱制度」とは、市民等からの提案等を受け付け、その内容に応じ回答等を行う一連の手続をいう。

(提案等の提出方法)

第3条 提案等は、次に掲げる方法により提出するものとする。

- (1) 次条の規定により設置する市民意見箱へ提案書（様式第1）を投函^{かん}する方法
- (2) 企画部総合政策グループ（以下「総合政策グループ」という。）の窓口へ提案書を提出する方法
- (3) 電子メールにより提案書を送信する方法
- (4) 市公式ホームページの市民意見箱フォームを利用する方法

(意見箱の設置及び管理)

第4条 市長は、提案書の提出先として、次に掲げる施設に市民意見箱（以下「意見箱」という。）を設置する。

- (1) 高浜市役所
 - (2) 高浜市いきいき広場
 - (3) その他意見箱を設置することが適当と認める施設
- 2 意見箱が設置された施設の管理責任者は、総合政策グループと協力の上、次に掲げる事務を行うよう努めるものとする。

- (1) 投函^{かん}された提案書の回収
- (2) 提案書の補充
- (3) 意見箱の整理整頓

(4) その他意見箱及び提案書に関して管理上必要と認められる事務

3 提案書の回収は、原則として1週間に1回行うものとする。

(提案等の受付及び処理)

第5条 提案等の受付は、総合政策グループにおいて行う。

2 総合政策グループは、受け付けた提案等を市長の閲覧に供するものとする。この場合において、当該提案等に関係すると認められるグループ（以下「関係グループ」という。）があるときは、併せて当該関係グループに当該提案等を送付するものとする。

3 関係グループは、前項後段の規定により提案等の送付を受けたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める処理をするものとする。

(1) 回答を要する提案等の場合 原則として第1項の受付の日から2週間以内に、当該提案等への回答を行い、及び当該回答を総合政策グループに報告する。この場合において、当該回答は、総合政策グループに合議の上、市長決裁により行わなければならない。

(2) 回答を要しない提案等の場合 速やかに当該提案等への対応状況及び結果を総合政策グループに合議の上で市長に報告する。ただし、当該提案等への対応が不要と認められる場合は、この限りでない。

4 総合政策グループは、提案等処理簿（様式第2）により、提案等の受付日、前項第1号に規定する回答及び報告の日その他提案等の処理状況を管理するものとする。

5 総合政策グループは、必要と認めるときは、高浜市公式ホームページ等により、提案等への対応の周知を図るものとする。

(回答を要しない提案等)

第6条 次の各号のいずれかに該当する提案等については、回答を要しないものとする。

(1) 形式面で回答を要しないもの

ア 回答希望の有無欄で希望しないを選んでいるもの又は回答希望の有無が明記されていないもの

イ 提案者の住所、氏名がわからないもの

(2) 実質面で回答を要しないもの。ただし、部分的に市政への提案等が含まれており、その部分について回答することができるものについては、この限りでない。

ア 提案等の内容が不明瞭又は提案書の記載内容が判読できないもの

- イ 特定の個人、団体等の誹謗、中傷又はプライバシーに関わるもの
- ウ 特定の個人又は団体の営利につながるもの
- エ 思想又は宗教に関するもの
- オ 過去に受け付けた提案等と同一又は類似の内容と判断されるもの。ただし、同一人物から提出され、かつ、同一年度に受け付けたものに限る。
- カ その他市政への提案等と認められないと判断されるもの

(個人情報取扱い)

第7条 提案等に関する事務を取り扱う者は、提案等に係る個人情報の取扱いに十分注意しなければならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民意見箱制度の運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。